

# わかやまさんばい

VOL. 35

2016年新春号



癒しの県 和歌山



一般社団法人  
和歌山県産業廃棄物協会

# 目 次

1 ごあいさつ	
① 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会会長	武田 全弘 ..... 2
② 和歌山県知事	仁坂 吉伸 ..... 3
③ 和歌山市長	尾花 正啓 ..... 4
④ 和歌山県警察本部生活安全部生活環境課長	前田 幸宏 ..... 5
2 行政ニュース	
① 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の提出について	6
② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律等の施行について	7
③ 石綿を含有する成形板等の取扱いについて	12
④ 廃水銀等の特別管理産業廃棄物への指定について	18
⑤ 和歌山市域内での建築物の解体時における残置物の取扱いについて	21
3 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会理事会	
平成27年度第2回・第3回理事会	22
4 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会活動	
① 安全衛生活動事業	23
② 収集運搬部会	25
③ 建設廃棄物部会	27
④ 法制度委員会	28
⑤ 不法投棄防止海上パトロール	29
⑥ 第20回親睦ゴルフコンペ	30
⑦ 災害廃棄物処理研修会	31
⑧ 行政懇話会	32
⑨ 青年部会活動	33
5 公益社団法人全国産業廃棄物連合会関係	
① 会議報告	35
② 全国産業廃棄物連合会政治連盟	35
③ 全国正会員事務局責任者会議	35
④ 近畿地域協議会	36
⑤ 第14回産業廃棄物と環境を考える全国大会	37
6 事務局だより・情報コーナー	
① 会員企業が「和歌山県100年企業表彰」を受賞	38
② 災害廃棄物処理に対する取り組み	40
③ 産業廃棄物の許可申請に関する講習会	41
④ 許可期限のお知らせ	42
⑤ 会員ニュース	43
⑥ 新入会員の紹介	44
⑦ 協会への入会のおすすめ	45
⑧ 全産連和歌山県地区政治連盟へ加入のお願い	46
⑨ 「ヒヤリ・ハット」体験事例の募集について	47
7 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の平成27年主要事業・行事	49
8 編集後記	51

2016.1

## 新年のごあいさつ



一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会

会長 武田全弘

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は、協会の事業運営に、ご理解とご協力をいただきましたことに、衷心から感謝申し上げます。

さて、昨年の和歌山県は、歴史に残る行事に県民挙げて取り組み、大きな足跡を残しました。高野山開創千二百年行事・世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の登録10年行事・紀の国わかやま国体の総合優勝などの諸行事と合わせて、高速道路の延伸事業によって、紀勢道すさみ南インターフェースまで開通するなど、県内の道路網の整備や県経済の高揚に取り組んでこられた、関係行政の努力に感謝申し上げなければならないと思います。

今国体の総合優勝は、失礼であります私には想定外の出来事でありました。この陰には選手自身の精進と努力は勿論でありますが県当局の指導体制の充実、関係企業の支援等一体となつた人材の開発と育成の賜物だと敬意を表します。

昨年末には、パリにおいてテロが発生し、大多数の犠牲者が出ました。哀悼の誠をささげご冥福をお祈りいたします。2001年の同時多発テロ以来日本人51名の尊い生命がテロの犠牲となつた事実をしっかりと受け止め、安倍政権が進める「平和安全政策」に全幅の信頼をよせ、一部国民等の根拠のない攪乱に惑わされず、いかなる事態においても国民の生命と平和な暮らしを守る政策に期待したいと思います。

公益社団法人全国産業廃棄物連合会においては、一昨年、念願でありました自由民主党両院議員の先生方100有余名により「産業・資源循環議員連盟」を立ち上げていただきました。産業廃棄物業界における主要課題である「悪貨が良貨を駆逐する」と言われた時期から転換し、優良事業者を育成する制度の充実、リサイクルの流れが社会の中で有効かつ適正に利用拡大するための努力、建設副産物リサイクルの推進、産業廃棄物事業の各プロセスにおいて、地球温暖化防止のため、目標を達成した2008年から2012年の環境自主行動計画から、2020年度とそれ以降を目標とした低酸素社会実行計画の推進、昨年公布された「災害対策基本法」と「廃棄物処理法」の改正による、新たな災害廃棄物処理体制の強化などに全会員が一丸となって取り組んで行かなければなりません。又、来年度中に行われるであろう廃棄物処理法の点検・見直しに向か、全国正会員が意見を提出し、連合会としての意見書を取りまとめる作業を進めております。

国においては、11月24日付で廃棄物処理法施行規則の一部を改正する省令が公布され、特別管理廃棄物の積替えに係る基準と保管基準については、PCBが付着し、または封入された廃安定器の分解・解体は原則禁止するとともに、低濃度PCB廃棄物の燃焼条件の適正化について、燃焼ガスの温度を850度(℃)以上と変更改正されることとなりましたので、施行までの期間に周知徹底されますようお願い致します。

本協会に於きましては、本年も引き続き、安全衛生活動の取組みの強化と災害発災時における事業継続計画(BCP)の研修に重点を置き、事業展開して参りますので、皆様のご理解を頂き、全会員の研修参加に期待いたしております。

締めるにあたり、会員各位のご繁栄とご健勝を御祈念申し上げ、新年の挨拶といたします。

2016.1

## 新年のごあいさつ



和歌山県知事 仁坂吉伸

あけましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。

一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の武田会長をはじめ、役員、会員の皆さんには、平素より本県廃棄物行政の推進に格別のご協力を賜っておりますことに対しまして厚く御礼を申し上げます。

昨年、天皇皇后両陛下をはじめ皇族の皆様のご臨席を仰ぎ開催いたしました「第70回国民体育大会（紀の国わかやま国体）」及び「第15回全国障害者スポーツ大会（紀の国わかやま大会）」では、県選手団の頑張りと県民の皆さんの一丸となった熱い応援によりまして、素晴らしい成績を収めるることができました。また、運営面でも多くの県民の方々やボランティアの皆さんにご協力をいただき、「おもてなしの心」で気持ちを一つに作り上げた感動的な大会となりました。

国体に先がけて開催しました「全国高等学校総合体育大会（インターハイ）」でも「風になれ、今青春が走りだす」のスローガンどおり、本県の高校生はもとより、参加された全国の高校生が活き活きと輝く、立派な大会でありました。

このように、県民総参加、携わったすべての方々の力が結集し「スポーツ王国和歌山」へ大きな一歩を踏み出すことができました。

また、高野山開創1200年を機にこれまで以上に国内外から観光客が訪れるようになりました。国体までの完成をめざしてきた道路ネットワークも続々と開通するなど、まさに未来への投資ができる環境が整った1年であったと思います。

平成28年は、こうした歩みをさらにステップアップさせ、次のステージへと進めてまいります。現在、人口減少や高齢化の進展、更なる経済のグローバル化など、県は様々な課題に直面しているところですが、気力が衰えることがあってはなりません。こうした難局だからこそ、県民の皆さん之力をさらに結集させ、努力を続けていくことが大切であります。

県では、人口減少の克服と持続可能な和歌山の実現を目指に、目指すべき将来人口の姿を示した「長期人口ビジョン」、それを実現するための今後5年間の具体的な施策を盛り込んだ「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、地域を活性化させる政策を進めているところです。また、平成28年度は、あらゆる分野においてこれまでの施策のラインナップを総点検し、新たな長期総合計画の策定に向けての取組を始めます。

私たち和歌山県人には、1890年のエルトゥールル号遭難事件でトルコの方々を献身的に救護した「人を思いやる真心」があります。新しいことに挑戦する「進取の気性」を持っています。紀の国わかやま国体等の開催により、気運が盛り上がった「おもてなし」の心を大切にしつつ、明日が今日よりもっといい日になるよう、県民の皆さんがあながもっと幸せになるよう、気を引き締めて、倦まず、弛まず、怯むことなく、一日一日頑張ってまいります。

結びに、貴協会のますますのご発展とご活躍並びに会員皆さんのご健勝を祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

2016.1

## 新年のごあいさつ



和歌山市長 尾花正啓

新年あけましておめでとうございます。

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の皆様には、日頃より、廃棄物行政の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。また、会報の発行、各種講習会の開催等による会員への情報提供など、積極的な活動を展開されていることに感謝を申し上げます。

また、昨年開催されました紀の国わかやま国体、紀の国わかやま大会は、会員の皆様はじめ多くの市民の方々、各種団体や企業の方々にご協力いただき、併せて、物品の協賛を通じてご支援いただくことで、成功裏に幕を下ろしました。その結果、選手の方々ばかりでなく、競技観戦者からも大会に対して高い評価を頂き、和歌山市のおもてなしを十分にアピールすることができました。ご協力を賜りました皆様に、改めて深くお礼申し上げます。

さて、現在の日本には、一億総活躍相の新設にもみられますように、地方も含め日本全体で経済を活性化し、老若男女分け隔てなく、人々がいきいきと元気に暮らせる社会を構築することが求められています。そのような中、和歌山市長として1年半、元気な和歌山市を創るため、「産業を元気に」、「街を元気に」、「人を元気に」の3つの約束の実現に向け、施策を立案、そして年次計画を策定し、重点事業として着実に推進してまいりました。

例えば、企業誘致や、道路網の整備といった従来の政策を行ってきたことに加え、増え続ける外国人観光客への対応の強化や、UIJターン支援など、時代のニーズに沿って産業を支援してまいりました。さらに、公共交通機関をより便利にし、和歌山市駅前の再構築やまちなかの再生、伏虎中学校跡地の活用を市民も交えて積極的に検討するなど、市民と行政が協働主体となり、よりよい街づくりに向け、鋭意取り組んでいるところです。また、将来発生が予想される南海トラフ大地震や集中豪雨に備え、建築物の耐震化や、ポンプ場の整備などのハード面の対策を推進しつつ、それに加え、防災訓練やハザードマップの周知徹底などのソフト面での対策も含め、災害に強い街を目指しています。

今後も、和歌山市が直面する、多くの課題を解決し、賑わいや活力のある「きらり輝く元気和歌山市」を実現するため全力で取り組みます。それと同時に、年々変化する環境情勢に対しては、貴協会と連携を一層密にしながら対応していきたいと考えておりますので、今後ともより一層のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と、本年が会員皆様にとりまして、更なる飛躍の年となるよう祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

2016.1

## 新年のごあいさつ



和歌山県警察本部生活安全部  
生活環境課 前田 幸宏

新年、明けましておめでとうございます。

一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の皆様方には、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

あわせて、皆様方の精力的な環境保全活動に感謝と敬意を表する次第であります。

さて、昨年の本県における環境事犯情勢につきまして、10月末現在で43件の廃棄物事犯を検挙していますが、前年同期と比べ3件の増加であり、廃棄物を不法に処理、投棄する悪質業者による事犯は絶えません。

環境犯罪は、美しく豊かな自然と伝統が息づく和歌山を汚し、回復には長い年月を要することからも、悪質極まりなく、これら事犯を未然に防止することと、早期の発見・検挙により、被害拡大を食い止めることが重要であります。

県警察といたしましては、和歌山の豊かな自然環境を保全し、県民生活の安心・安全を守るため、皆様方と共に、関係機関とも連携を図りながら、県民の健康に重大な被害を及ぼす事犯、著しく環境を破壊する事犯、暴力団が関与する事犯、行政指導を無視して行われる事犯を取締り、効果的な広報・啓発活動にも尽力してまいります。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展、ご活躍と会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 2 行政ニュース

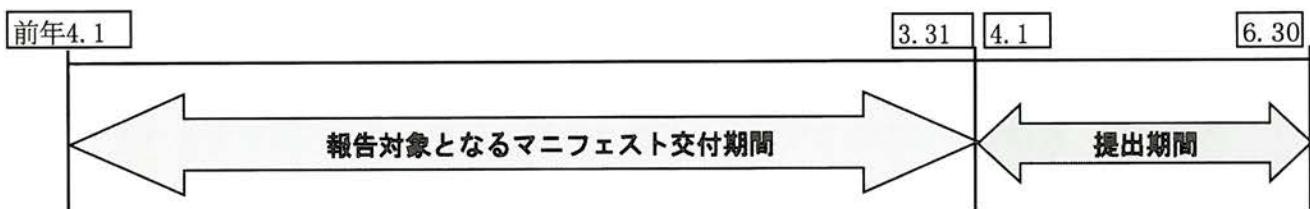
### 2-① 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の提出について

～お取引の排出事業者に、報告書提出の必要性をお知らせ下さい。～

#### 1. 報告対象者及び報告対象機関

和歌山県内で排出事業場を有し、前年度に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した実績のある全ての事業者（管理票交付者）

報告の対象となるマニフェストは、報告を行う年度の前年度4月1日から3月31日までの期間に交付したマニフェスト（処分が完了していないものも含む。）になります。



報告期限は毎年6月30日までとなっています。  
なお、電子マニフェストを利用した分については報告対象外です。

#### 2. 提出方法

- ①和歌山県電子申請システムによる方法 (<http://www.pref.wakayama.lg.jp/sinsei/notice.html>)
- ②電子メールによる方法（メールアドレス：e0318004@pref.wakayama.lg.jp）
- ③書類による方法（提出先：各保健所）

※なお、和歌山市内で排出した分の報告については、書類にて和歌山市役所あて提出してください。

#### 3. 法的根拠

##### ●報告書（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3）

管理票交付者は産業廃棄物管理票交付等状況報告書を作成し、知事（和歌山市にあつては、市長）に提出しなければなりません。

##### ●勧告及び命令（同法第12条の6）

- ①知事は、管理票交付者が報告書を提出しなかったときは、報告書を提出するよう勧告することができます。
- ②知事は、管理票交付者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができます。
- ③知事は、公表された後において、管理票交付者が報告書を提出しなかったときは、その報告書を提出するよう命ずることができます。

##### ●罰則（同法第29条）

命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

**2-② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律等の施行について**

府政防第581号  
消防災第109号  
環廃対発第1508061号  
平成27年8月6日

各都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

消防庁 次長

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を  
改正する法律等の施行について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成27年法律第58号。以下「改正法」という。）は、平成27年7月17日に公布され、同年8月6日から施行される。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第275号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成27年環境省令第27号）が改正法と同日に公布、施行される。

については、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遗漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対して周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

## 記

### 第一 改正の趣旨及び概要

災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理については、従来、災害が発生した市町村が主体となり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく処理が実施されてきた。しかしながら、平成23年に発生した東日本大震災や近年の災害における経験により、事前の備えや、大規模災害時においても適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速にこれを行うための措置が不十分であることが明らかとなったところである。

このような状況を踏まえ、廃棄物処理法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）の改正により、災害廃棄物処理に係る基本理念の明確化、非常災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る手続の簡素化、非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準の緩和等を行うこととし、また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正により、大規模災害時における環境大臣による災害廃棄物の処理に関する指針の策定及び廃棄物処理の代行等の措置を講ずることとしたものである。

本改正は、災害時における廃棄物処理について、平時の備えから大規模災害発生時の措置に至るまで、切れ目のない対応が行われるよう、災害廃棄物対策に係る措置の拡充を図るものである。また、本改正の趣旨が災害時に実現されるよう、地方公共団体にあっては、速やかに都道府県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画の変更を行うとともに、必要に応じて地域防災計画の修正を行うことにより、これらの計画の記載内容の整合が図られるよう留意するほか、災害時における公有地の活用に関する共通認識の醸成や防災訓練の実施を推進する等により、発災時の災害廃棄物処理を含めた総合的な防災対策の推進に努められたい。

### 第二 廃棄物処理法等の改正の内容

#### 1 非常災害により生じた廃棄物の処理の原則及び関係者間の連携と協力の確保に関する努力義務の明確化

非常災害により生じた廃棄物の処理の原則として、非常災害により生じた廃棄物は、平時同様、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならないこと、また、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理を確保するため、分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がされなければならないことを定めることとした（廃棄物処理法第2条の3）。

あわせて、この原則が非常災害時においても遵守されるよう、国、都道府県、市町村、事業者等の関係者が適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないこととした（廃棄物処理法第4条の2）。

なお、廃棄物処理法における「非常災害」とは、今般の改正前の廃棄物処理法にもともと規定されていた概念であり、主に自然災害を対象とし、地震、津波等に起因する被害が

予防し難い程度に大きく、平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害をいう。個々の災害が廃棄物処理法上の非常災害時に係る特例措置等の対象となる「非常災害」に該当するかについては、市町村又は都道府県において判断されることになる。

## 2 基本方針及び都道府県廃棄物処理計画に規定する事項の追加

環境大臣は、廃棄物処理法第5条の2に基づき、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めることとなっている。また、都道府県は、廃棄物処理法第5条の5に基づき、基本方針に即して、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「都道府県廃棄物処理計画」という。）を定めることとなっている。

今般、この基本方針及び都道府県廃棄物処理計画で定める事項として、非常災害に対する事前の備えを可能な限り図ることで、発災後には円滑かつ迅速に対応すべく、非常災害時であっても廃棄物の減量その他その適正な処理を行うための措置及び非常災害発生時においても処理能力を確保するための処理施設の整備に係る事項を追加することとするほか、都道府県廃棄物処理計画については、さらに非常災害時であっても適正な処理を確保するために必要な体制についても追加することとした（廃棄物処理法第5条の2、第5条の5）。

なお、都道府県廃棄物処理計画について所要の改正を行うに当たっては、基本方針の内容はもとより、災害時の廃棄物処理に係る地域防災計画における記載内容との整合を図るよう努められたい。

## 3 市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例の追加

非常災害時に市町村が設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設について、市町村が一般廃棄物処理計画（廃棄物処理法第6条）に定めようとするとき、又は当該計画を変更しようとするときであって、あらかじめ都道府県知事に協議し、その同意を得ていた場合には、発災後、現に当該施設の設置をするときに都道府県知事にその旨の届出をすれば、最大30日間の法定期間を待たずにその同意に係る施設の設置ができることとした（廃棄物処理法第9条の3の2）。

## 4 市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例の追加

市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた民間事業者等が一般廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）を設置しようとするときは、市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合の手続と同じく、都道府県知事への届出で足りることとした（廃棄物処理法第9条の3の3）。

また、本特例の新設に当たっては、当該施設に係る届出がなされなかった場合についての罰則規定を設けた（廃棄物処理法第29条第1号）。

## 5 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例における非常災害のために必要な応急措置に係る規定の追加

平時においては、既設の産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理するときは、都道府県知事に事前に届け出ることとされている。

今般、非常災害により生じた廃棄物の適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理するために必要な応急措置として、産業廃棄物処理施設の設置者は、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合には、事後の届出でその処理施設を当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置できることとした（廃棄物処理法第15条の2の5第2項）。

## 6 非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準等の改正

被災した市町村の事務負担を軽減することによって災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を推進するため、非常災害時において、市町村が当該非常災害により発生した廃棄物の処理を委託するときに、市町村及び市町村から委託を受けた者が、環境省令で定める基準を満たす場合には、一般廃棄物の処理の再委託ができることとした（令第4条第3号）。

### 第三 災害対策基本法の改正の内容

#### 1 災害応急対策及びその実施責任の規定の改正

災害応急対策が行われるべき事項の一つとして列記されていた「保健衛生」に関する事項及びその例示としての「清掃」について、表現の適正化を行い、「生活環境の保全及び公衆衛生」に関する事項及びその例示としての「廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項」とすることとした（災害対策基本法第50条第1項第6号）。

#### 2 環境大臣による処理指針の策定の追加

災害対策基本法第86条の5第1項に基づき政令で指定された著しく異常かつ激甚な非常災害により発生した廃棄物の処理について、環境大臣は、当該非常災害により生じた廃棄物（以下「指定災害廃棄物」という。）の円滑かつ迅速な処理を図るため、廃棄物処理法に基づく基本方針にのっとって、その処理に関する基本的な指針（以下「処理指針」という。）を定め、これを公表することとした（災害対策基本法第86条の5第2項）。

また、処理指針には、次の事項を定めることとした（災害対策基本法第86条の5第3項）。

- ① 指定災害廃棄物の処理の基本的な方向
- ② 指定災害廃棄物の処理についての国、地方公共団体、事業者その他の関係者の適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する事項
- ③ ①及び②のほか、指定災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の確保に関し必要な事項  
指定災害廃棄物の処理を行う地方公共団体におかれては、指定災害廃棄物の処理を行

うに当たっては、処理指針を踏まえることとし、また、各地方公共団体において策定することが想定される復興に関する計画等との整合を図るよう努められたい。

### 3 環境大臣による廃棄物の処理の代行の追加

被災地域においては、災害の規模や態様により、都道府県、市町村ともに極めて大きな被害を受ける事態が否定できない。このため、そのような場合に備え、国が廃棄物処理を行うことをあらかじめ想定し、発災後の機動的対応が可能となるよう、環境大臣が、その事務の遂行に支障のない範囲内で、処理指針に基づき、指定災害廃棄物の処理の代行を行うことができる旨の規定を設けることとした（災害対策基本法第86条の5第9項）。

また、災害対策基本法第108条の4の規定による災害緊急事態の布告があったときは、同法第86条の5第1項による災害の政令指定を待たずして、同条に規定する廃棄物の処理の特例が適用されることとした（災害対策基本法第108条の4第1項）。

## 2-③ 石綿を含有する成形板等の取扱いについて

環廃産発第1511181号  
環水大大発第1511171号  
平成27年11月17日

各 都道府県 廃棄物行政主管部(局)長 殿  
政令市 大気環境主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

環境省水・大気環境局大気環境課長

### 石綿を含有する成形板等の取扱いについて

日頃から、環境行政に多大な御協力・御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

環境省では、全国において、毎年大気環境中の石綿濃度調査を実施しておりますが、今年度の調査において、特定建築材料以外の石綿を含有する成形板（以下「石綿含有成形板」という。）を取り扱う解体現場内において石綿の飛散事例が確認されました。なお、解体現場の敷地境界からは石綿が検出されなかったため、周辺環境への影響は無かったと考えられます。

本事案では、十分な湿潤化を行わずに石綿含有成形板の切断・破碎を行ったために、作業現場近傍で石綿が飛散したと考えられます。

石綿含有成形板等は、通常の使用状態においては、石綿粉じんが飛散することは少ないものの、切断や破碎作業により石綿粉じんが飛散することが懸念されます。そのため、できる限り切断や破碎をしないよう努めるとともに、やむを得ず切断や破碎を行う場合においても、湿潤化等の石綿飛散防止のための措置が必要です。

また、石綿含有成形板等を廃棄物として処理する際には、「石綿含有廃棄物等の適正処理について（通知）」（平成23年3月31日付け環廃対発第110331001号、環廃産発第110331004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長、産業廃棄物課長、適正処理・不法投棄対策室長連名通知）の別添「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）」に沿った適正な処理が必要です。

貴職におかれましては、関係部局及び都道府県労働局・労働基準監督署と連携し、管下自治体並びに建築物解体業及び産業廃棄物処理業等の関係団体に対し、石綿含有成形板等の除去又は廃棄物処理を行う際は、下記マニュアルを参考に飛散防止の徹底及び適正な処理の確保を図るよう、周知していただきますようお願い申し上げます。

また、別添のとおり、厚生労働省から都道府県労働局の労働基準部宛てに関連の通知がされているので申し添えます。

### 記

- 石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）  
(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成23年3月)  
<URL> <http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/index.html>

- 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル  
(環境省水・大気環境局大気環境課 平成26年6月)  
〈URL〉 [http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter\\_ctrl/manual\\_td\\_1403/index.html](http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td_1403/index.html)
- 「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.02版] (厚生労働省、平成27年3月)  
〈URL〉 [http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku\\_jouhou-11300000-Roudouki\\_jun\\_kyokuanzeneiseibu/0000093998.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku_jouhou-11300000-Roudouki_jun_kyokuanzeneiseibu/0000093998.pdf)

担当

【廃棄物処理に関すること】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部産業廃棄物課 池田

TEL 03-5501-3156

【解体作業に関すること】

環境省水・大気環境局大気環境課 大野、江田、福島

TEL 03-5521-8293

基安化発 1117 第 2 号  
平成 27 年 11 月 17 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部化学物質対策課長

### 石綿含有成形板の除去作業における労働者の石綿ばく露防止措置について

石綿含有成形板等の除去作業における労働者の石綿ばく露防止については、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）及び建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（平成 26 年 3 月 31 日技術上の指針公示第 21 号）に基づく措置の実施徹底を図っているところである。

今般、厚生労働省が環境省と合同で実施した東日本大震災被災地における建築物の解体現場での石綿気中濃度調査において、石綿含有成形板の除去を行う作業場から比較的高濃度の石綿が検出されたところである。本事案は、建築物から取り外した石綿含有成形板（内装材、ケイ酸カルシウム板第 1 種）を手作業で約 30 センチメートル角に破碎する作業を行っていたものであるが、湿潤化が十分でなく、破碎時に板の破断面から石綿等の粉じんが発散したこと及び床面に堆積していた粉じんが再飛散したことが考えられる。

については、同種事例の再発を防止するため、下記の事項に留意の上、石綿則等に基づく措置の適切な実施について指導されたい。

なお、別添 1 のとおり関係団体あて要請を行ったので了知されたい。

また、別添 2 のとおり、環境省から都道府県等の廃棄物担当部局及び大気環境担当部局あて関連の通知がされているので申し添える。

#### 記

- 1 石綿含有成形板の除去に当たっては、原則として手ばらしで、破碎又は切断等を伴わない方法で行うこととし、建物から取り外した廃材を原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。
- 2 石綿含有成形板が大きい等によりやむを得ず破碎等が必要な場合は、石綿等の粉じんを発散させないよう十分な湿潤化を行うとともに、作業場所の外部に飛散させない

ための措置を講じること。なお、板表面への事前の散水だけでは、破碎等に伴う破断面からの発じん対策として十分でないので、破断面への散水等の措置を講じながら作業を行うこと。

- 3 破碎等に伴い発生した石綿等の粉じんが床面に堆積し、再飛散するおそれがあるので、状況に応じて飛散防止の措置を講じながら作業を行うこと。

基安化発 1117 第 1 号  
平成 27 年 11 月 17 日

別記の関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部化学物質対策課長

### 石綿含有成形板の除去作業における労働者の石綿ばく露防止措置について

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿含有成形板の除去作業における労働者の石綿ばく露防止につきましては、厚生労働省では、事業者に対して石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）及び建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（平成 26 年 3 月 31 日技術上の指針公示第 21 号）に基づく措置の実施徹底を図っているところです。

今般、厚生労働省が環境省と合同で実施した東日本大震災被災地における建築物の解体現場での石綿気中濃度調査において、石綿含有成形板の除去を行う作業場から比較的高濃度の石綿が検出されました。本事案は、建築物から取り外した石綿含有成形板（内装材、ケイ酸カルシウム板第 1 種）を手作業で約 30 センチメートル角に破碎する作業を行っていたものですが、湿潤化が十分でなく、破碎時に板の破断面から石綿等の粉じんが発散したこと及び床面に堆積していた粉じんが再飛散したことが考えられます。

つきましては、同種事例の再発を防止するため、下記の事項に留意の上、石綿則等に基づく措置を適切に実施するよう、貴会会員に対する周知をお願い致します。

#### 記

- 1 石綿含有成形板の除去に当たっては、原則として手ばらしで、破碎又は切断等を伴わない方法で行うこととし、建物から取り外した廃材を原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。
- 2 石綿含有成形板が大きい等によりやむを得ず破碎等が必要な場合は、石綿等の粉じんを発散させないよう十分な湿潤化を行うとともに、作業場所の外部に飛散させないための措置を講じること。なお、板表面への事前の散水だけでは、破碎等に伴う破断

面からの発じん対策として十分でないので、破断面への散水等の措置を講じながら作業を行うこと。

- 3 破碎等に伴い発生した石綿等の粉じんが床面に堆積し、再飛散するおそれがあるので、状況に応じて飛散防止の措置を講じながら作業を行うこと。

## 別記

中央労働災害防止協会  
建設業労働災害防止協会  
独立行政法人 労働者健康福祉機構  
公益社団法人 日本作業環境測定協会  
公益社団法人 日本保安用品協会  
公益社団法人 産業安全技術協会  
公益社団法人 全国労働衛生団体連合会  
一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会  
公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会  
一般社団法人 日本アスベスト調査診断協会  
一般社団法人 日本建設業連合会  
一般社団法人 全国建設業協会  
公益社団法人 全国解体工事業団体連合会  
一般社団法人 建設産業専門団体連合会  
建設廃棄物協同組合  
一般社団法人 J A T I 協会  
一般社団法人 日本纖維状物質研究協会  
全国アスベスト適正処理協議会

## 2-④ 廃水銀等の特別管理産業廃棄物への指定について

事務連絡  
平成27年12月3日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室

### 廃水銀等の特別管理産業廃棄物への指定について

平素から、産業廃棄物行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成27年2月の「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申）」を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則等の一部を改正することとし、パブリックコメントの実施（実施期間：平成27年9月14日～10月13日）を経て、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」が11月6日に閣議決定され、同月11日に公布されました。現在、施行規則等を改正する省令等の公布に向けた作業を行っているところであり、本年中の公布を予定しております。

閣議決定のお知らせ及びパブリックコメント結果の掲載ページ：

<http://www.env.go.jp/press/101621.html>

今般の改正では、廃水銀等（特定の廃水銀及び廃水銀化合物）及びその処理物（詳細は別紙参照。）を特別管理産業廃棄物として新たに指定しています。廃水銀等の特別管理産業廃棄物への指定並びにその収集運搬基準及び保管基準については、水俣条約の発効日又は平成28年4月1日のいずれか早い日を施行日としています。施行日以降、当該廃水銀等の収集運搬を業として行おうとする事業者は、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けなければならず、また、当該廃水銀等を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場毎に、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。

よって、現在廃水銀等を収集運搬する事業者が貴管内に存在する場合、施行日までに特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可等に係る新たな対応が必要となると考えられます。貴部局においては、廃水銀等の適正処理を円滑に進める観点から、廃水銀等の排出状況の把握、事業者への周知、業許可申請への対応等、必要な準備を進めていただきますようお願い申し上げます。なお、施行規則等を改正する省令等の公布後に、貴部局に対し施行通知を改めて発出する予定です。

#### 【担当】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課 適正処理・不法投棄対策室

渡辺、斎藤、葛本（くずもと）

電話：03-5501-3157

E-mail：[hairi-tekisei@env.go.jp](mailto:hairi-tekisei@env.go.jp)

### 新たに特別管理産業廃棄物に指定される廃水銀等

#### ○廃棄物処理法施行令第2条の4第5号ニ

廃水銀等（廃水銀及び廃水銀化合物であって、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして環境省令で定めるもの（\*1）をいう。以下同じ。）及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準（\*2）に適合しないものに限る。）

（\*1）環境省令で以下のとおり定める予定です。

①以下の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除く。）

- 一 水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収するための施設
- 二 水銀使用製品の製造の用に供する施設
- 三 灯台の回転装置が備え付けられた施設
- 四 水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設
- 五 国又は地方公共団体の試験研究機関
- 六 大学及びその附属試験研究機関
- 七 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所

②水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

（\*2）環境省令で以下のとおり定める予定です。

水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さであることとする。

## 廃水銀等の収集運搬基準及び保管基準について

### ○収集運搬基準及び保管基準（令第3条、第4条の2、第6条及び第6条の5関係）

収集運搬については、廃棄物の飛散流出防止等の特別管理産業廃棄物に係る一般的な収集運搬基準に加え、以下のとおり施行令で定めており、環境省令で下線部のとおり定める予定です。

- ・運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること
- ・運搬容器は、密閉できることその他の環境省令で定める構造（収納しやすいこと及び損傷しにくいこと）を有すること

積替え又は保管及び排出現場における保管については、廃棄物の飛散流出防止等の特別管理産業廃棄物に係る一般的な収集運搬基準に加え、環境省令で下線部のとおり定める予定です。

- ・容器に入れて密封することその他の当該廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置を講ずること
- ・高温にさらされないために必要な措置を講ずること
- ・腐食の防止のために必要な措置を講ずること

## 2-⑤ 和歌山市域内の建築物の解体時における残置物の取扱いについて

建築物の所有者及び建設元請業者のみなさまへ

建築物の解体及びリフォーム工事の前に「残置物  
(不要家財)」の処分が必要です。

和歌山市域内の建築物の解体時における残置物の取扱いについて

建築物の所有者等及び建設元請業者におきましては、3Rの推進にご協力いただいているところですが、特に建築物の所有者等には、家具等の残置物をできる限り再利用、再生利用するよう努めていただきたいと考えています。

さて、建築物の解体時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物（家電4品目を含む。）（以下「残置物」という。）は、建築物の解体に伴い生じた廃棄物とは異なり、その処理責任は当該建築物の所有者等で、解体前に処理する必要があります。一般廃棄物である残置物は、一般廃棄物処分業許可業者に処分を依頼するか、青岸清掃センターでも処分出来ます。青岸清掃センターで処分する場合は、所有者自身が搬入、和歌山市一般廃棄物收集運搬許可業者に委託、若しくは、和歌山市粗大ごみ受付センターに依頼しなければなりません。

また、産業廃棄物收集運搬業の許可のみを有している業者が、一般廃棄物を運搬することはできませんので御留意ください。

問い合わせ先

和歌山市環境部一般廃棄物課 073-435-1352

産業廃棄物課 073-435-1221

### 3 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会 理事会

一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の理事会及び常任理事会が次のとおり開催されました。

平成27年度第2回理事会

開催日：平成27年8月21日（金）

場 所：酒直ビル3F会議室（常任理事会は協会会議室）

議案等：①第14回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」の開催について

②新入会員及び退会会員承認の件について

③安全衛生活動事業について

④法人化30周年記念大会準備委員会委員について

⑤平成27年知事表彰について

⑥全産廃連第24回・第25回理事会報告

⑦全産廃連第5回定時総会報告

⑧不法投棄防止巡回パトロール結果及び実施予定について

⑨第1回海上パトロール結果について

⑩クリーンアップキャンペーン結果について

⑪災害廃棄物処理（BCP）研修会の開催結果について

⑫産業廃棄物処理実務者研修会の開催結果について

⑬近畿地域協議会（7月17日 滋賀）報告

⑭全国正会員事務局責任者会議報告

⑮災害廃棄物処理に関する協定に基づく覚書締結の進捗状況について

⑯青年部活動報告

等について協議、報告がありました。



平成27年度第3回理事会及び常任理事会

開催日：平成27年11月26日（木）

場 所：酒直ビル3F会議室（常任理事会は協会会議室）

議案等：①新規正会員・賛助会員の勧誘促進について

②新入会員及び退会会員承認の件について

③旅費規程の一部変更について

④支部研修会の開催及び日程について

⑤県外視察研修会の開催について

⑥許可申請講習会の開催結果について

⑦不法投棄防止巡回パトロール結果について

⑧平成27年度第1回建設廃棄物部会の開催結果について

⑨平成27年度第1回・第2回法制度委員会の開催結果について

⑩第2回海上パトロール結果について

⑪安全衛生研修会（リスクアセスメント推進研修会）の開催結果について

⑫全産廃連第26回理事会報告

⑬第1回法人化30周年記念大会準備委員会の開催結果について

⑭近畿地域協議会（10月28日 和歌山）報告

⑮相互安全衛生パトロール結果について

⑯第14回産業廃棄物と環境を考える全国大会報告

⑰災害廃棄物処理研修会（BCP）の開催結果について

⑱行政懇話会の開催結果について

⑲災害廃棄物処理について

⑳青年部活動報告

等について協議、報告がありました。



## 4 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会活動

### 4-① 安全衛生活動事業

安全衛生活動事業に取り組み、労働災害の防止及び作業環境の整備につなげるため、安全衛生活動事業の一環として次のとおり、リスクアセスメント推進研修会及び相互安全衛生パトロールを実施しました。

#### (1) 安全衛生研修会（リスクアセスメント推進研修会）

開催日時：平成27年10月8日（木）13:30～16:15

開催場所：プラザホープ2階 多目的室

講 師：一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会 安全衛生促進委員

酒本 吉伸氏、坂本 一将氏、峯尾 登氏、吉村 享氏

参加者数：26名

研修内容：事業場内におけるリスク（危険性又は有害性）を事前に把握（調査・評価：アセスメント）し、そのリスクを除去することで職場内を安全かつ快適なものにしようとするもので、リスクアセスメントの実施方法について講義を受け、実務演習を行いました。

○講義1 …… 産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントの必要性

○講義2 …… リスクアセスメントの基本と実施に向けて

○実務演習 … リスクアセスメントの体験

（廃棄物処理現場）のリスク見積り事例



武田会長開会挨拶



実務演習



実務演習



修了証交付

## (2) 相互安全衛生パトロール

平成27年11月4日に紀南支部、11日には紀北支部のあわせて4事業所の中間処理施設等で実施し、労働基準監督署担当官及び労働安全アドバイザーから、現場施設の管理及び作業等に関する注意点等種々の指導を受けました。その中で、良かった点・検討を要する点を紹介します。

### ◇良かった点

○作業場はきれいに片づけられています。	○重機の運転資格について、現場作業に従事する全従業員が、使用するすべての重機を運転できるよう講習を受講させる等の配慮がなされました。
○ドラグショベルの運転手が運転席から離れた際に、バケットを接地していました。	○重機がレンタルされていました。必要な定期点検等はレンタル業者が実施しますので、良い安全対策です。
○熱中症予防のための測定器が設置され、熱中症予防に配慮されていました。	○KY、リスクアセスメントの実施等の高レベルの安全衛生管理体制のもと安全衛生活動が展開されていました。
○解体用つかみ機、切断機の運転席に鉄製安全ガードが設置されていました。	

### ◇改善を検討して欲しい点

内 容	対 策 案
○予備のアセチレンボンベが立ててありました。転倒の衝撃で思わぬ事故も想定されます。	⇒保管ボンベはロープ等で固定してください。
○フォークリフトによる災害防止のため、運転者、周辺作業者双方の注意も重要ですが、併せて設備的な対策も検討ください。	⇒『バックブザーだけでなく、前進時の警報ブザーを設置する(メロディ音の例もあります)』、『建物への出入り時は一旦停止の措置をする』、『出口にミラーを設置する』等の対策を検討して下さい。
○事故、災害は思わぬ状態で発生することが多いものです。「重機」対「重機」、「重機」対「人」などの災害も多く発生しています。ショベルローダー等に人又は他車両が近づく場合のルールが重要です。	⇒近づく場合の取り決めの例として、『警笛を鳴らす』、『専用無線を使用する』等を検討してください。
○狭い範囲内で複数の重機(解体用つかみ機)やスイーパーが稼働している状況があります。	⇒それぞれの作業半径に基づいた作業計画を策定し、当該作業半径内への侵入を禁止する等の措置を徹底してください。

## 4-② 収集運搬部会

### 不法投棄防止巡回パトロール（高野町周辺及び田辺市周辺）

収集運搬部会では、平成27年6月18日に和歌山市内を中心に不法投棄防止の啓発横断幕やマグネット表示板を装着したダンプカー、パッカー車などで不法投棄防止巡回パトロールを実施し、不法投棄された一般廃棄物と思われる廃家電製品等の撤去を行いました。

和歌山市周辺の巡回パトロールに引き続いて、第2回目は高野町周辺、第3回目は田辺市周辺の不法投棄防止巡回パトロールを行い、回収可能な範囲で撤去作業を行いました。なお、谷が深いなどで撤去できなかつたものも含め、パトロール結果を関係行政機関等に報告しました。

#### 1 高野町周辺

(1) 実施日：平成27年8月6日（木）

(2) 参加者：20名

赤井工業株	2名	㈱ヴァイオス	2名	㈱紀洋	1名
小椋リビングクリーン㈱	1名	西洋環境開発㈱	1名	㈲武田造園	1名
㈲バッキーズ	1名	㈱福西工務店	1名	㈱丸六	2名
㈱明光	2名	㈱吉建	1名	和歌山プレス㈱	1名
橋本保健所	1名	高野町役場	1名	産廃協会	2名

(3) 巡回コース：伊都郡高野町花坂不動尊前（集合）→大門→奥の院

→高野龍神スカイライン→護摩山スカイタワー→高野龍神スカイライン→相ノ浦地区

→高野町塵芥処理センターへ撤去物の搬入→伊都郡高野町花坂不尊前（解散）

(4) 使用車両：2t車1台、軽トラック4台、乗用車5台 計10台

(5) 撤去した物：ビデオデッキ、廃タイヤ、廃プラ、金属くず、木くず、缶、びん、ペットボトル、プラ容器、その他一般ごみ

(6) 撤去した量：軽トラック2台分程度

(7) 撤去場所等：高野町内高野龍神スカイライン沿い及び相ノ浦地区の道路沿い



## 2 田辺市周辺

(1) 実 施 日：平成27年9月3日（木）

(2) 参 加 者：20名

株清本組	2名	有国辰商事	1名
有志場商店	2名	田辺工業有	2名
有日置川清掃	2名	株吉田組	1名
和歌山県再生資源事業協同組合	1名	和歌山県資源開発協業組合	1名
有ワコー産業	3名	田辺市役所 環境課	2名
田辺保健所 衛生環境課	1名	産廃協会	2名

(3) 巡回コース：【往路】

扇ヶ浜海岸駐車場（出発）→明洋交差点右折→国道42号→国道42号→県道31号→国道42号→国道311号→県道211号沿い鮎川（収集）→国道311号→本宮町

【復路】

本宮町→本宮町本宮（収集）→国道311号→国道42号→田辺市ごみ処理場（収集廃棄物搬入）

(4) 使用車両：2tユニック車1台、2tダンプ車2台、1.5t貨物車1台、軽トラック4台、乗用車3台 計11台

(5) 撤去した物：廃タイヤ、ドラム缶、トタン板、ソファー、車のバンパー、炊飯器、やかん、ビニールシート、プラ容器、金属くず、木くず、その他一般ごみ

(6) 撤去した量：軽トラック5台で、約710kg

(7) 撤去場所等：県道211号沿い鮎川・本宮町本宮の2ヶ所



## 4-③ 建設廃棄物部会

### 一平成27年度建設廃棄物部会会議一

国土交通省は、平成26年度に策定した「建設リサイクル推進計画2014」の重要施策の一つとして、「建設副産物物流のモニタリング強化」を位置付け、従来の「建設副産物実態調査に加えて、「建設副産物の物流状況等の試行モニタリング」を開始することとしています。

近畿地域協議会では、再生利用促進検討会議において再生碎石等の利用拡大等について協議を進めるとともに、本年度から、モニタリングに協力して頂ける会員から再生碎石の在庫量等の情報提供を受け、各協会のホームページで情報公開しています。（8月から、国土交通省近畿地方整備局のホームページともリンクしています。）

再生利用促進検討会議の委員として参加している当協会の目良副会長（建設廃棄物部会長）から同検討会議の活動状況の説明のあと、以下の議題について協議しました。

日 時：平成27年9月11日（金）13：30～15：00

場 所：酒直ビル3階 会議室

議 題：（1）再生碎石等在庫情報の提供について

（2）廃棄物処理法及び災害対策基本法の改正について

（3）労働安全衛生法の改正について

（4）低炭素社会実行計画について

（5）その他

①セーフティネット保証5号の業種指定について<中小企業庁>

②建設リサイクル法の届出様式の変更について

③エコアクション21 CO<sub>2</sub>削減プログラム実証事業について<環境省>

④解体作業での労働災害の防止について<和歌山労働局>

⑤車両系建設機械解体用技能講習留意事項について<和歌山労働局>



目良建設廃棄物部会長



## 4-④ 法制度委員会

廃棄物処理法の次期改正に関する国の検討が平成28年度早々にも本格的に開始される見込みであることから、(公社)全国産業廃棄物連合会では、同法の見直しに関する連合会意見書の作成が進められています。

廃棄物処理法をはじめ関連する法制度について検討し、次期法改正に関する当協会の意見として連合会意見書に反映させるため、(一社)和歌山県産業廃棄物協会法制度委員会を開催しました。

### ◇第1回法制度委員会

- (1) 日時：平成27年9月25日（金）13：40～16：10
- (2) 場所：(一社)和歌山県産業廃棄物協会 会議室
- (3) 議題：
  - ①廃棄物処理法の見直しについて
  - ②その他

### ◇第2回法制度委員会

- (1) 日時：平成27年10月26日（月）13：30～14：50
- (2) 場所：(一社)和歌山県産業廃棄物協会 会議室
- (3) 議題：
  - ①廃棄物処理法の見直しに関する協会意見案について
  - ②その他



第1回法制度委員会



第2回法制度委員会

## 4-⑤ 不法投棄防止海上パトロール

平成27年度第2回目（通算42回目）の不法投棄防止海上パトロールを実施し、海上から海岸線近くまで船で近寄り、不法投棄物の有無を確認しました。

○ 日時：平成27年10月7日（水）

午前9時00分（出港）～午後2時00分（帰港）

○ 参加者：6名

和歌山県循環型社会推進課 1名

和歌山県廃棄物指導室 1名

和歌山市産業廃棄物課 1名

和歌山海上保安部警備救難課 1名

和歌山県産業廃棄物協会 2名



○ パトロールコース：

和歌山南港→大川港→矢櫃海岸（有田市）→衣奈周辺（由良町）→戸津井漁港沖合→白崎→下津港（方）→和歌山南港

○ パトロールの結果：

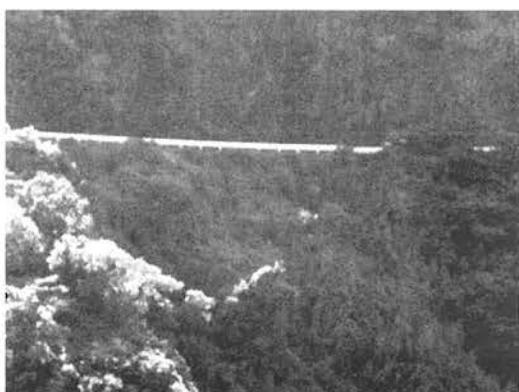
- ・パトロールの結果、新たに不法投棄された場所は確認されなかった。
- ・田倉崎東側沿岸で崖崩れが確認できた。
- ・加太港から大川港間の海岸に漂着廃棄物と見られる廃棄物（プラスチック容器類・木くず）が確認できた。
- ・由良町衣奈周辺の海岸道路沿いに前回から残存する建設廃棄物らしき不法投棄物が確認できた。
- ・矢櫃海岸では、崖上から崖中腹にかけて前回同様若干の残存する不法投棄物が確認できた。
- ・下津港では、前回6月に実施した時と同様、廃棄物は確認されなかった。

○ パトロール結果の対応：

和歌山県及び和歌山市から、関係機関に連絡・対応をお願いしました。



[矢櫃海岸の現状]



[由良町衣奈周辺の現状]

## 4-⑥ 第20回親睦ゴルフコンペ

平成27年10月22日（木）に朝日ゴルフクラブ白浜コースにおいて、第20回親睦ゴルフコンペ（チャリティーコンペ：平成27年度第2回）を開催しました。

当日は天候にも恵まれ、26社42名と多くの皆様に参加していただき、盛会裏に開催することができました。

また、プレー終了後は、各賞（1位～10位、以下5位ごと、当日賞、B.B賞、ベストグロス賞）の表彰を行ないました。

第16回ゴルフコンペから第19回ゴルフコンペまでの皆様のチャリティ一代金は2015年紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会の協賛に充てさせていただきました。本当にご協力ありがとうございました。

今回の親睦ゴルフコンペは第15回親睦ゴルフコンペまでと同様に、チャリティーコンペとして有田川町に車椅子を寄贈し、今回で第13回目となりました。また、有田川町の広報誌にも掲載いただき、車椅子は有田川町金屋庁舎の玄関に設置し、広く利用されています。

今後も皆様のご理解をいただき、続けていきたいと考えていますので、皆様の参加をお待ちしています。

### 1 結果（敬称略）

- 優勝：池田 尚仁（南部生コン工業株）  
2位：中村 雄三（株ナカミチ建機サービス）  
3位：西村 務（有西村建工）  
4位：武田 利幸（有武田造園）  
5位：大木 寿和（南部生コン工業株）  
6位：広岡 朋美（有武田造園）  
7位：吉本 忍（南部生コン工業株）  
8位：北川 直幸（環境カンファレンス株）  
9位：太田 佳邦（有南海産業）  
10位：井本 充彦（有南海産業）  
15位：吉村 享（株ヴァイオス）  
20位：森 札子（県議会議員）  
25位：松尾 廣（小椋リビングクリーン株）  
30位：酒本 吉伸（有ワコー産業）  
当日賞：嶋 勝彦（奥田建材）  
B.B賞：上地ゆかり（日本環境開発株）  
ベストグロス賞：西村 勤（有西村建工）

### 2 車椅子贈呈（1台）

贈呈先：有田川町

出席者：福祉保健部長

辻 勇 氏

やすらぎ福祉課長

丸山 高司 氏



## 4-⑦ 災害廃棄物処理研修会

南海トラフ巨大地震や津波による甚大な被害が想定されているなか、危機的状況下での対応・行動を事前に策定する事業継続計画（B C P）についての研修会を7月に開催しましたが、さらにB C P策定の必要性を認識するとともに、それを使いこなす人の対応能力（スキル）を向上させるため第2回災害廃棄物処理研修会を開催しました。

今回の研修会では、負傷者の発生や設備被害といった人的・物的被害への対応に加えて、取引先からの被害報告や顧客からの要求等、実際に起こりうる事業継続に関するシナリオも盛り込まれ、事業継続の目的や重要性等がより深く理解できる内容でした。

講師は、事業継続推進機構（B C A O）認定事業継続主任管理者として、企業のB C P策定やB C P訓練等を行っている、紀陽リースキャピタル㈱の黒川久生氏で、当研修会は、和歌山県中小企業団体中央会の支援事業として実施しました。

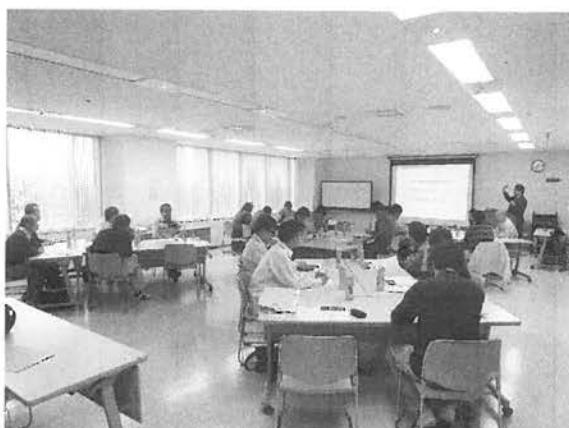
日 時：平成27年11月17日（火）12：30～17：00

場 所：和歌山ビッグ愛2階 会議室201

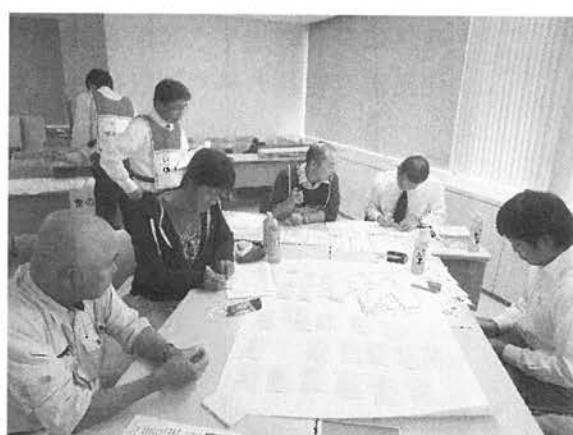
参加者数：24名

研修内容：（1）事業継続計画（B C P）の必要性について

（2）大規模地震対応模擬訓練



講義（BCPの必要性について）



模擬訓練



模擬訓練（グループ発表）



修了証授与

## 4-⑧ 行政懇話会

産業廃棄物業界と和歌山県、和歌山市の関係行政との意見交換会として、平成27年度の行政懇話会を11月24日、酒直ビル3階会議室において開催しました。ご多忙な折にもかかわらず、和歌山県循環型社会推進課の鳴神課長、矢田班長、川原主任、同廃棄物指導室の堀室長、和歌山市産業廃棄物課の原田課長、久保主事のご臨席を頂き、当協会からは武田会長、目良副会長、貴志副会長及び事務局2名が出席し、以下のテーマについて意見交換を行うとともに当協会からの要望等を伝えました。

### 【懇話会のテーマ】

- (1) 環境配慮契約の導入について
- (2) 入札参加資格審査に係る業者評価制度について
- (3) 建築物の解体時における残置物の取扱いについて
- (4) 災害廃棄物処理計画について
- (5) 「和歌山県産業廃棄物の越境移動に関する指導要綱」について
- (6) その他
  - ・優良認定制度の審査申請書類等のデータの電子化について
  - ・収集運搬車両の「積み置き」の判断について
  - ・行政の立入検査について
  - ・最終処分場の地下水等の水質検査について
  - ・使用済み物品の無料回収について



## 4-⑨ 青年部会活動

### ○WSK青年部会役員ゴルフコンペ

開催日：平成27年8月19日（水）

場 所：いなみカントリーフジ

内 容：WSK青年部会役員が集まり

スポーツ（ゴルフ）を通じて交流を深めました。

### ○平成27年度第3回役員会

開催日：平成27年8月19日（水）

場 所：花ごぼう会議室

議 題：（1）WSK青年部会委員会開催状態について

（2）新入会員について

（3）その他

### ○平成27年度第4回役員会

開催日：平成27年10月7日（水）

場 所：協会会議室

議 題：（1）新入会員及び退会者について

（2）視察研修について（研修委員会）

（3）WSK青年部第2回ゴルフコンペ&忘年会（交流委員会）

（4）その他

### ○近畿・四国・中国ブロック合同ゴルフコンペ

開催日：平成27年11月21日（土）

場 所：リージャスクレストゴルフクラブ（広島県）

内 容：近畿・四国・中国ブロックの青年部会役員が集まり、

ゴルフを通じて交流を深めました。

# 青年部会員を募集しています！

私たちと共に、環境保全活動や研修事業などを通じて、産業廃棄物処理業界を盛り立てていませんか？青年部会では、会員・企業・従業員・男女を問わず広く募集していますので、是非とも多くの若き獅子達の参加を期待しています。ご希望の方は協会事務局までご連絡下さい。

【TEL：073-435-5600】

## 目的

本部会は部会員相互の融和親睦を図り、理解を深めると共に、廃棄物の適正処理及び再資源化に関する知識と教養を高め、将来、環境ビジネス経営における幹部としての使命遂行のための人格形成、並びに経営の合理化の推進発展向上を目的としています。

## 活動内容

情報交換の会合や研修会、環境保全活動、他県青年部会との交流会などを行います。

会 費 1名につき年額12,000円

会 員 数 30名（平成27年11月末現在）

## 5 公益社団法人全国産業廃棄物連合会関係

### 5-① 会議報告

#### ○第26回理事会

開催日：平成27年10月14日（水）

場 所：公益社団法人全国産業廃棄物連合会 会議室（東京都）

出席者：会長

- 議題：
- (1) 平成28年度「第15回全国大会」について
  - (2) 平成28年度全国正会員会長・理事長会議の開催について
  - (3) 委員会委員及び部会運営委員の選任について
  - (4) その他

### 5-② 全国産業廃棄物連合会政治連盟

#### ○第38回理事会

開催日：平成27年10月14日（水）

場 所：公益社団法人全国産業廃棄物連合会会議室（東京都）

出席者：会長

議 題：(1) 政治連盟活動報告

- ・第1回産業・資源循環議員連盟幹部と連合会・政治連盟幹部の懇談会
  - ・第2回産業・資源循環議員連盟幹部と連合会・政治連盟幹部の懇談会
- (2) 「タスクフォース」報告案について
- (3) その他

### 5-③ 全国正会員事務局責任者会議

開催日：平成27年7月31日（金）

場 所：アジュール竹芝 14F「天平の間」（東京都）

出席者：専務理事兼事務局長

議 題：(1) 平成27年度事業運営について

- ・タスクフォースについて
- ・廃棄物処理法改正等関係
- ・電子マニフェストについて
- ・その他

(2) その他

## 5-④ 近畿地域協議会

開催日：平成27年10月28日（水）

場 所：ホテルグランヴィア和歌山（和歌山県）

出席者：会長以下10名

議 題：（1）「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（案）」

に関する意見等について

（2）全国産業廃棄物連合会 活動報告

（3）講演「放射性物質による汚染との戦い

～東日本大震災における災害廃棄物等の処理～」

和歌山副市長 荒川 宏之 氏

（4）次回開催予定

（5）その他

上記のことについて協議しました。



懇親会で挨拶する武田会長



懇親会で挨拶する片山さつき参議院議員

## 5-⑤ 第14回産業廃棄物と環境を考える全国大会

平成27年11月6日（金）、ホテルニューオータニ佐賀（佐賀県）において、公益社団法人全国産業廃棄物連合会、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の産業廃棄物関係3団体の主催により『大規模災害に備える災害廃棄物対策』をテーマとして開催され、当協会から3名が出席しました。

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会は、私たちの生活に多大な富と恩恵をもたらした半面、有害廃棄物や資源の涸渇化、地球温暖化などの地球規模の環境問題を発生させました。

今世紀に入り、ますます深刻化する環境問題に歯止めをかけようと、循環型社会や低炭素社会を目指した取り組みが、国内はもとより国際的にも展開されるようになっています。一方、東日本大震災の経験から、災害廃棄物対策のための法制度の整備が行なわれるなど、産業廃棄物処理業に対する社会的な要請はますます多様化しており、業界を取り巻く環境が大きく変化する兆しを見せています。

今回の全国大会は、これら国内外の大きな流れを踏まえ、今後の産業廃棄物処理業の展望について、各界の皆様と一緒に考えることを趣旨として開催され、公益社団法人全国産業廃棄物連合会の石井会長の挨拶に続いて、平成27年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰が行われ、20名が受賞されました。

引き続き、国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター廃棄物適正処理処分研究室長の山田正人氏から「産業廃棄物処理と海外展開・海外事情」をテーマとする基調講演が行われ、その後、全国産業廃棄物連合会の森谷賢専務理事をコーディネーターに、パネリストとして、九州大学大学院教授の島岡隆行氏、環境省廃棄物対策課長補佐の松崎裕司氏、佐賀県循環型社会推進課長の江島秀臣氏、（一社）佐賀県産業廃棄物協会副会長の松尾文則氏によるディスカッションが行われました。環境省の松崎氏から、廃棄物処理法及び災害対策基本法の一部改正の概要説明があり、大規模災害時における地域ブロックでの連携の必要性が指摘されました。また、九州大学の島岡氏から近年の水害廃棄物の発生と対応に関する調査について、佐賀県の江島氏から県の災害廃棄物処理対策について、佐賀県産廃協会の松尾氏からは、今年1月に佐賀県有田町で発生した鳥インフルエンザでの廃棄物処理と防疫対策等についての説明の後、災害廃棄物対策について幅広く意見交換されました。



基調講演



パネルディスカッション

## 6 事務局だより・情報コーナー

### 6-① 会員企業が『和歌山県100年企業表彰』を受賞

この度、当協会会員の株式会社貴志安商店様（代表取締役貴志修三・当協会副会長）が『和歌山県100年企業表彰』を受賞されました。

これは、県内で100年以上にわたり伝統の技術や事業を守り、継承することによって和歌山県の経済発展に貢献し、かつ他の企業の模範となってきた「長寿企業」が表彰されます。株式会社貴志安商店は明治41年に創業され、初代貴志安之助さんが石油、植物油及び油脂、油剤の販売業を営みました。

その後2代目貴志儀一さんが業務を継承し、道路施設用品の販売や産廃処理業で業務を拡大。平成2年に現社長の貴志修三さんが業務を継承し現在に至ります。

和歌山県の「長寿企業」の一つとして認められたのは貴志社長はじめ株式会社貴志安商店の皆様の並々ならぬ御尽力の賜物です。我々（一社）和歌山県産業廃棄物協会としても大変な誉れであり、敬意を表するとともに衷心から祝福したいと思います。





## 6-② 災害廃棄物処理に対する取り組み

当協会は、平成23年9月の「紀伊半島大水害」により発生した大量の災害廃棄物の処理を県と締結した「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」（平成18年7月締結）に基づき協力要請を受け、災害廃棄物処理支援を実施しました。その際の教訓を踏まえ、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震等の災害が発生した場合に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理するための平時の備えとして、県内の30市町村と当協会の間で、県との協定に基づき覚書（細部協議）の締結を進めています。

### ◇ 覚書の締結状況（平成27年12月10日現在）

No	市町村名	締結年月日
1	那智勝浦町	平成27年4月1日
2	海南市	平成27年5月11日
3	日高川町	平成27年6月22日
4	日高町	平成27年7月1日
5	紀美野町	平成27年7月1日
6	印南町	平成27年7月10日
7	すさみ町	平成27年8月18日

No	市町村名	締結年月日
8	串本町	平成27年8月19日
9	上富田町	平成27年8月21日
10	古座川町	平成27年8月26日
11	白浜町	平成27年9月8日
12	太地町	平成27年10月1日
13	有田川町	平成27年10月13日
14	有田市	平成27年10月21日



## 6-③ 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規・更新）  
特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

### 近畿地区 平成27年度日程表

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物管理責任者
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理 産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理 産業廃棄物 処分課程	収集運搬課程	処分課程	
日 数	2日間	3日間 (※1)	3日間	4日間 (※2)	1日間	2日間	1日間
受講料	30,400円	48,300円	46,200円	68,000円	20,000円	25,200円	14,000円
28年 1月	兵庫：26～27				大阪：21 滋賀：26		大阪：20 滋賀：27
2月	京都：2～3 和歌山：25～26		大阪：3～5		兵庫：5 京都：23 和歌山：24		兵庫：4 京都：24
3月	大阪：9～10	京都：8～11			大阪：18	大阪：2～3	大阪：17

注 ※1 処分課程に収集運搬課程を追加して受講される場合、講習期間は4日間となります。

※2 特管処分課程に特管収集運搬課程を追加して受講される場合、講習期間は5日間となります。

#### ☆受講申込等についての問合先☆

一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会	077-521-2550
公益社団法人京都府産業廃棄物協会	075-694-3402
公益社団法人大阪府産業廃棄物協会	06-6943-4016
一般社団法人兵庫県産業廃棄物協会	078-381-7464
一般社団法人奈良県産業廃棄物協会	0744-33-8800
一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会	073-435-5600

## 6-④ 許可期限のお知らせ

### 許可の有効期限にご注意！！

#### 産業廃棄物処理業の許可の 更新時期にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は、更新手続きをしないと許可の効力を失います。

このようなことにならないように、許可証の有効期限がいつになっているか、常に注意しておきましょう。

許可証は、常に目の届く場所に掲げましょう。

○当協会では、会員企業等へ許可期限満了日のおおむね6ヶ月前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了のおおむね3ヶ月前に更新の手続きについてお知らせしております。

他府県等で許可を取得している方には、お知らせしませんので、特に細心の注意をお願いします。

○更新許可申請は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請（又は新規許可申請）に関する講習会を受講していないと申請書は受理してもらえません。

○許可期限満了日の3ヶ月前から申請が受理されますので、更新許可の申請をするためには、許可期限の6ヶ月前くらいまでに講習会の受講を済ませておくことをお勧めします。  
許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなければならない場合もあり、時間的にも、経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

○講習会修了証の有効期限は、講習会終了の日から起算して、新規許可講習会修了証は5年間、更新許可講習会修了証は2年間です。

（都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ許可申請先に確認してください。）

なお、和歌山県での講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話等でお問い合わせください。  
(ホームページでも、講習会日程を確認できます。)

一般社団法人 和歌山県産業廃棄物協会  
TEL 073-435-5600  
FAX 073-424-5553  
URL <http://wakayama.sanpai.com>

## 株式会社 貴志安商店



【御挨拶】 ~「管と水路のエキスパート」として そして今、「環境保全」のために~

私共は、明治41年の創業以来、「皆様のお役に立ちたい」という思いで様々な時代と背景の  
移り変わりの中を、皆様と共に歩んで参りました。  
そして今、皆様と共に生きる「地球環境」を大切に・・・。  
こんな願いから私共「貴志安」は、「各種産業廃棄物の適正処理」に、そして、河川・水路などの  
あらゆる「水環境」のメンテナンスに、日進月歩の努力を積み重ねながら邁進を致しております。  
これからも「貴志安」は『確かな技術』で「管と水路のエキスパート」として、地球に優しい  
事業活動を通じて、きっと皆様のお役に立てると確信しております。

【社史】 ~『貴志安』のあゆみ~

明治 41年	初代貴志安之助が、現本社所在地に「石油及び植物油の販売」を業務として創業。 和歌山市を中心とした周辺地域に貢献する。
昭和 8年	二代目貴志儀一が業務を継承する。
平成 2年	現代表取締役貴志修三が業務を継承。
平成 7年	「廃棄物」が社会問題としてクローズアップされる。これを背景に行政関係部署から、 廃棄物処理業界全体に「廃棄物の減量・リサイクル・適正処理」の充実・強化の推進を 要請される。
平成 8年	和歌山市の「産業廃棄物中間処理業許可」を受け、汚泥の中間処理業務を開始。 「廃棄物の減量・減容」と「適正処理」に努める。
平成 11年	計量証明事業を開始。産業廃棄物処理の更なる明瞭化を目的に「トラックスケール」を 設置し、受入時の計量を徹底する。
平成 14年	業務の円滑化を目標に、営業所を処理施設内に移転し、「より迅速で一貫した適正処理業務」 に努める。

### 【業務内容】

#### 許可取得事業

\*産業廃棄物処理業 (和歌山県産業廃棄物協会 副会長)

\*一般廃棄物処理業

\*一般建設業 (和歌山県・和歌山市建設業協会 会員)

\*計量証明事業

#### ◆ 本 社

〒640-8386

和歌山市畠屋敷雁木丁29番地

T E L (073)422-8696

F A X (073)432-5388

#### ◆ 営業所／中間処理場

〒640-8124

和歌山市雄松町6丁目35番地

T E L (073)433-0646

F A X (073)433-0647

## 6-⑥ 新入会員の紹介

### 正会員

	会社名	代表者名	住所	電話番号	業の区分	許可番号
1	日昇工業	濱田 憲隆	〒641-0062 和歌山市雜賀崎 2007-1	073- 499-7087	収集運搬業	県 03000180651
2	株有田リサイクル サービス	野添 佳成	〒643-0801 有田郡有田川町徳田 1693-1	0737- 52-6048	収集運搬業	許可申請中

会員数（平成27年11月30日現在）

	正会員数
紀北支部	33
和歌山支部	74
海南・有田支部	32
御坊・田辺支部	49
紀南支部	18
合計	206

	賛助会員数
合計	11



## 6-⑦ 協会への入会のおすすめ

### ～会員企業の健全な発展を目的に協会組織を充実・活性化・強化を図る～

当協会は、産業廃棄物の適正処理及び3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進を図ることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。また、産業廃棄物関係業界が互いに連携を保ち、適正な処理を行うことにより、住民との信頼関係の構築に努めています。こうした考え方立って当協会は、産業廃棄物の適正処理等を通じて「安心して住める、和歌山県づくり」に貢献できるよう努めています。産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、そのためには、組織をさらに強固なものとしていくことが肝要であります。

協会会員の増強・充実につきましては、従来から努力しているところですが、未だ十分とはいえないのが現状であります。このため、できるだけ多くの方々に入会していただき、和歌山県の施策である「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実現に寄与し、協会組織の強化、活性化を図ることが必要と考えております。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者の方には正会員として、また、排出事業者の方々も会員・賛助会員として、入会をお勧めいただきますよう、お願ひいたします。

◎入会金 正会員 50,000円

◎会費 正会員 年額 84,000円(収集運搬業)

年額 120,000円(処分業)

※ただし、収集運搬業、処分業兼業者は処分業年額、また、産業廃棄物処理業の許可を持たない正会員は、収集運搬業年額を適用します。

賛助会員 年額 30,000円

◎入会方法 入会申込書を提出していただくことになっております。

下記協会事務局へご連絡いただければ、入会申込書をお送りいたします。

◇◆◇一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会◇◆◇

〒640-8150

和歌山県和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル3階

TEL: 073-435-5600

FAX: 073-424-5553

URL: <http://wakayama.sanpai.com>

E-mail: wasanpai@sanpai.com

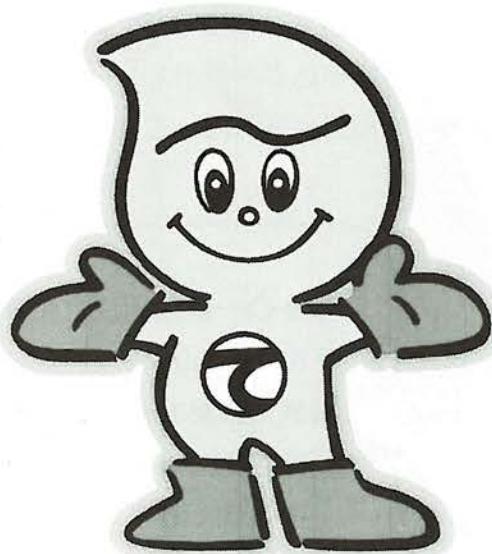
## 6-⑧ 全産連和歌山県地区政治連盟へ加入のお願い

☆和歌山県地区政治連盟は、会員の社会的地位の確保と経済的基盤の向上を図ることを目的に平成21年8月に当協会理事会の承認を得て、和歌山県選挙管理委員会に政治団体設立届を提出しました。下記の事項を確認のうえ、事業目的にご賛同いただき、未加入の全会員各位に加入をお願するものであります。

☆我々協会は全国47都道府県に唯一組織された団体ではありますが、官庁評価は補完的位置づけとされているのが現状であります。法律の求める適正処理を順守するためには、適正な処理費を享受し、適正な利潤が確保されなければ業界全体の将来はないと考えます。

平成26年の10月14日には産業廃棄物処理業における制度や振興策等の現実を図ることを目的として自由民主党衆参両議院有志103名による「産業・資源循環議員連盟」が設立されました。産業・資源循環議員連盟が設立された今こそ、全国産業廃棄物連合会会員が一丸となって業界の将来を見据えなければならないのではないでしょか。まだまだ多くの方にご理解を求め、力を貸していただく活動を強力に展開しなければならない岐路に立っている今、その活動の拠点となる和歌山県地区政治連盟にご加入よろしくお願ひいたします。

てき丸くんからのお願い！



## 6-⑨ 「ヒヤリ・ハット」体験事例の募集について

廃棄物処理業（産業廃棄物処理業を含む）が業種別労働者死傷災害発生率においてトップクラスであることを示す調査があります。被災者にとっては勿論不幸なことありますが、事業所にとっても労働損失日数が多いこと等、大きなマイナスとなってしまいます。このため労働災害を少しでも減らすための対策を図ることが企業にとって重要であります。例えば労働災害防止対策として以下の対策が考えられます。

### [労働災害防止対策]

#### 1 共通事項

- (1) 安全衛生管理体制の確立
- (2) 危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント）の実施
- (3) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底
- (4) 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底
- (5) 雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の徹底
- (6) 安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- (7) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底
- (8) 「過重労働による健康障害防止のための総合対策」に基づく措置の徹底及び長時間労働者の医師による面接指導制度の確立及び徹底

#### 2 廃棄物処理業（一般・産業廃棄物処理業及び再生資源卸売業）

- (1) 「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生管理規程」を活用した収集運搬作業、中間処理作業、最終処分作業に係る労働災害防止対策の徹底
- (2) 処理施設内における爆発、火災等の防止対策の徹底
- (3) 機械式ごみ収集車等の点検整備の励行及びごみ収集作業における安全な作業方法の徹底
- (4) 車両系建設機械及び車両系荷役運搬機械による災害防止対策の徹底
- (5) 廃棄物処理作業における保護めがね、保護帽、手袋及び呼吸用保護具等の保護具の使用の徹底
- (6) 廃棄物処理作業等における石綿ばく露防止対策の徹底
- (7) 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類のばく露防止対策の徹底
- (8) 廃P C Bの無害化処理作業におけるP C Bばく露防止対策の徹底
- (9) 夏季の熱中症予防対策の徹底

こういった労働安全衛生対策を職場内で話し合い、また、職場の特性にあった対策を立て従業員全体でその内容を理解した上で取り組む必要があります。

職場内での作業中や自動車の運転中に「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたことがあるはずです。その体験と職場内での取り組み等について次ページの「ヒヤリ・ハット」体験事例として、協会にお寄せください。頂いた「ヒヤリ・ハット」体験事例については、会報の8月号に掲載致します。また、会員相互がこの体験情報を共有し、対策を講じて頂き、事故を未然に防いで行きたいと考えています。

## 「ヒヤリ・ハット」体験事例

職場内での作業中のみならず、自動車の運転中に「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたことはありませんか？

その体験を協会にお寄せください。会報に掲載して会員が相互にこの体験情報を共有し、対策を講じて事故を未然に防いでいきたいと考えています。体験内容等については、具体的にご記入ください。

※ 「分類」及び「事故の型」については、該当する箇所を○で囲んでください。

1 分 類 (1) 収集運搬(収集運搬車両運転中を含む) (2) 中間処理 (3) 最終処分

2 事故の型 (1) はさまれ (2) 巻き込まれ (3) 墜落 (4) 転落 (5) 転倒 (6) 爆発 (7) 火災 (8) 衝突  
(9) その他 ( )

会 社 名							
担 当 者 名							
住 所	〒						
連 絡 先	TEL	—	—				
	FAX	—	—				
い つ	平成	年	月	日	(	時	分頃)
ど こ で (発生場所)							
何をしているとき(発生時作業内容)							
何がどうした・どうなった (要因と結果)							
改善すべき事項(個人的・社内的)							
改善した結果(効果)							

## 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の平成27年主要事業・行事

年	月	日	主催・事業・行事	場 所	内 容
27	1	8	和産廃:支部研修会	Big-U	御坊・田辺支部研修会
27	1	9	和産廃:支部研修会	東牟婁振興局	紀南支部研修会
27	1	13	全産連:近畿地域協議会	奈良県	全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会
27	1	16	全産連:理事会	明治記念館	全国産業廃棄物連合会 第22回理事会
27	1	16	全産連	明治記念館	新年賀詞交歓会
27	1	16	全産連:政治連盟	明治記念館	全国産業廃棄物連合会政治連盟 第37回理事会
27	1	20	和産廃:支部研修会	プラザホーブ	和歌山支部・有田・海南支部研修会
27	1	21	和産廃:支部研修会	打田生涯学習センター	紀北支部研修会
27	1	23	近畿ブロック:青年部	京都市	近畿ブロック賀詞交歓会
27	1	27	国土交通省近畿地方整備局	大阪市	近畿建設リサイクル意見交換会
27	1	29	和産廃:政治連盟	協会会議室	平成27年 和歌山県地区政治連盟 第1回理事会
27	1	30	全産連:責任者会議	東京都	平成26年度 第2回全国正会員事務局責任者会議
27	2	5	全産連:青年部	那覇市	第5回全国青年部会長会議
27	2	18	和産廃:政治連盟	協会会議室	第6回和歌山県地区政治連盟通常総会
27	2	20	和産廃:常任理事会	協会会議室	平成26年度 第4回常任理事会
27	2	20	和産廃:理事会	協会会議室	平成26年度 第4回理事会
27	2	20	全産連:近畿地域協議会	大阪市	第9回再生砕石利用促進検討会議
27	2	24	近畿ブロック:青年部	協会会議室	平成26年度 第6回役員会
27	2	24	日廃振センター:講習会 (~2/25)	プラザホーブ	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規・収運課程)
27	2	26	日廃振センター:講習会	プラザホーブ	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(更新・収運課程)
27	2	27	全産連:会議	静岡市	平成26年度 全国正会員会長・理事長会議
27	2	27	全産連:政治連盟	静岡市	全国産業廃棄物連合会政治連盟 第13回代議員会
27	3	3	全産連:安全衛生セミナー	東京都	リスクアセスメント研修会
27	3	6	和産廃:安全衛生研修会	紀南文化会館	災害事例研修会(紀南)
27	3	10	全産連:理事会	連合会会議室	全国産業廃棄物連合会 第23回理事会
27	3	10	全産連:会議	連合会会議室	全国産業廃棄物連合会 正副会長会議
27	3	11	全産連:青年部	東京都	平成26年度 第10回青年部協議会幹事会
27	3	12	和産廃:県外視察研修 (~3/13)	岩手県、宮城県	太平洋セメント株大船渡工場、東日本大震災被災地
27	3	16	国土交通省近畿地方整備局	大阪市	近畿建設リサイクル表彰式
27	3	17	和産廃:安全衛生研修会	和歌山商工会議所	災害事例研修会(紀北)
27	4	4	和産廃:政治連盟	華月殿	森れい子氏を励ます会
27	4	9	全産連:研修(~4/10)	横浜市	全国産業廃棄物連合会講師研修会
27	4	15	全産連:青年部	東京都	平成27年度 第1回青年部協議会幹事会
27	4	21	全産連:会議	東京都	全国産業廃棄物連合会 表彰選考委員会
27	4	30	和産廃:常任理事会	協会会議室	平成27年度 第1回常任理事会
27	4	30	和産廃:理事会	協会会議室	平成27年度 第1回理事会
27	5	12	近畿ブロック:青年部	兵庫県	平成27年度 青年部会近畿ブロック第1回幹事会
27	5	15	全産連:研修会	東京都	全国産業廃棄物連合会 第22回正会員事業研修会
27	5	18	和産廃:ゴルフコンペ	朝日ゴルフ	第19回親睦ゴルフコンペ(チャリティーコンペ)
27	5	21	和産廃:青年部役員会	協会会議室	平成27年度 第1回役員会
27	5	22	全産連:近畿地域協議会	大阪市	第10回再生砕石利用促進検討会議
27	5	25	全産連:政治連盟	東京都	全国産業廃棄物連合会政治連盟 議員連盟懇談会
27	5	26	全産連:理事会	連合会会議室	全国産業廃棄物連合会 第24回理事会
27	5	27	全産連:青年部	東京都	平成27年度 第2回青年部協議会幹事会
27	6	4	和産廃:総会	ダイワロイネットホテル和歌山	第3回通常総会
27	6	4	和産廃:青年部	ダイワロイネットホテル和歌山	第3回青年部会総会
27	6	4	和産廃:青年部役員会	ダイワロイネットホテル和歌山	平成27年度 第2回役員会

年	月	日	主催・事業・行事	場所	内 容
27	6	12	全産連:総会	明治記念館	第5回定時総会
27	6	18	和産廃:巡回パトロール	和歌山市	不法投棄防止巡回パトロール(和歌山市内)
27	6	24	和産廃:海上パトロール	紀北・中紀地域沿岸	平成27年度 第1回不法投棄防止海上パトロール
27	6	28	和産廃:クリーンアップキャンペーン	和歌山市・田辺市	第18回クリーンアップキャンペーン(浜の宮、天神崎海岸の清掃奉仕活動)
27	7	1	和産廃:研修会	プラザホープ	平成27年度 第1回災害廃棄物処理研修会(BCP)
27	7	1	近畿ブロック:青年部	大津市	平成27年度 青年部会近畿ブロック総会
27	7	1	近畿ブロック:青年部	和歌山市	平成27年度 青年部会近畿ブロック 第2回幹事会
27	7	9	和産廃:研修会	プラザホープ	産業廃棄物処理実務者研修会
27	7	14	全産連:政治連盟	東京都	全国産業廃棄物連合会政治連盟 議員連盟懇談会
27	7	14	全産連:理事会	連合会会議室	全国産業廃棄物連合会 第25回理事会
27	7	17	全産連:近畿地域協議会	滋賀県	全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会
27	7	24	全産連:青年部	東京都	青年部協議会 第16回通常総会
27	7	28	全産連:近畿地域協議会	大阪市	第11回再生砕石利用促進検討会議
27	7	29	和産廃:安全衛生会議	協会会議室	安全衛生推進会議
27	7	31	全産連:責任者会議	東京都	平成27年度 第1回全国正会員事務局責任者会議
27	8	6	和産廃:巡回パトロール	高野町周辺	不法投棄防止巡回パトロール(高野町周辺)
27	8	19	和産廃:青年部役員会	御坊市	平成27年度 第3回役員会
27	8	21	和産廃:常任理事会	協会会議室	平成27年度 第2回常任理事会
27	8	21	和産廃:理事会	協会会議室	平成27年度 第2回理事会
27	8	26	日廃振センター:講習会 (~8/27)	プラザホープ	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規:収運課程)
27	8	26	全産連:会議	東京都	全国産業廃棄物連合会 正副会長会議
27	9	3	和産廃:巡回パトロール	田辺市周辺	不法投棄防止巡回パトロール(田辺市周辺)
27	9	11	近畿ブロック:青年部	大阪府	平成27年度 青年部会近畿ブロック 第3回幹事会
27	9	11	和産廃:会議	協会会議室	建設廃棄物部会
27	9	16	日廃振センター:講習会	プラザホープ	特別管理産業廃棄物管理責任者講習会
27	9	17	日廃振センター:講習会	プラザホープ	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(更新:収運課程)
27	9	18	全産連:青年部	東京都	平成27年度 第4回青年部協議会幹事会
27	9	25	和産廃:会議	協会会議室	第1回法制度委員会
27	10	7	和産廃:海上パトロール	紀北・中紀地域沿岸	平成27年度 第2回不法投棄防止海上パトロール
27	10	7	和産廃:青年部役員会	協会会議室	平成27年度 第4回役員会
27	10	8	和産廃:安全衛生研修会	プラザホープ	リスクアセスメント推進研修会
27	10	9	中災防:会議	東京都	サービス業等7団体との情報交換会
27	10	14	全産連:理事会	連合会会議室	全国産業廃棄物連合会 第26回理事会
27	10	14	全産連:政治連盟	連合会会議室	全国産業廃棄物連合会政治連盟 第38回理事会
27	10	22	和産廃:ゴルフコンペ	朝日ゴルフ	第20回親睦ゴルフコンペ(チャリティーコンペ)
27	10	26	和産廃:会議	協会会議室	第2回法制度委員会
27	10	28	全産連:近畿地域協議会	和歌山県	全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会
27	11	4	和産廃:安全パトロール	紀南支部	相互安全衛生パトロール(紀南)
27	11	6	全産連:全国大会	佐賀市	第14回産業廃棄物と環境を考える全国大会
27	11	10	全産連:近畿地域協議会	大阪市	第12回再生砕石利用促進検討会議
27	11	11	和産廃:安全パトロール	紀北支部	相互安全衛生パトロール(紀北)
27	11	17	和産廃:研修会	プラザホープ	平成27年度 第2回災害廃棄物処理研修会(BCP訓練)
27	11	24	和産廃:会議	協会会議室	行政懇話会
27	11	26	和産廃:常任理事会	協会会議室	平成27年度 第3回常任理事会
27	11	26	和産廃:理事会	会議室	平成27年度 第3回理事会
27	12	16	全産連:安全衛生委員会	東京都	平成27年度 第1回安全衛生委員会

## 8 編集後記

会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。

旧年中は、協会運営に多大のご協力、ご支援を頂き誠にありがとうございました。

昨年を振り返りますと、4月に統一地方選挙として、前半の県議会議員選挙、後半の市町議会議員選挙が行われました。9月から10月には、和歌山県では4年ぶり二度目の開催となる「紀の国わかやま国体」、また、初めての開催となる全国障害者スポーツ大会「紀の国わかやま大会」が開催され、和歌山県選手団の活躍と県民総参加で大変盛り上りました。さらに、世界遺産の高野山では、開創1200年を迎える様々なイベントが開催されたこともあり、楽天トラベルの調査で和歌山県は、昨年秋のシルバーウィーク期間中の予約数の対前年伸び率が全国トップとなりました。

昨年、私は、不法投棄防止巡回パトロールで2回、災害廃棄物処理の打合せで1回、事務局の事業等で2回の計5回、高野山に行ったことになります。高野山は海拔850メートル前後の、東西6キロ、南北2キロ弱の盆地で、周囲を海拔1000メートル近くの高い山々に取り囲まれています。このため、冬は永く厳しく戦前はスキー場も開かれていました。八葉の峰に囲まれた現世の浄土と信じられた高野山には代表的な七か所の入り口（高野七口）がありますが、現在では、鉄道と大門口や高野龍神スカイラインを通る道がよく使われています。高野山の山上には、大小117の寺院があり、そのうち宿坊といわれる52カ寺は参拝の方や観光客の宿泊が可能です。（ただし、總本山の金剛峯寺と大本山宝寿院はこの中には含まれず、特別扱いになっています。）できれば山内の宿坊に一泊し、金剛峯寺、壇上伽藍、奥之院をゆっくり歩いて参拝し、仏像や絵画、曼荼羅、書跡などの文化財にも触れてみたいと思います。

最後になりましたが会員の皆様のご繁栄とご健勝を祈念申し上げるとともに、今後とも協会の運営にご支援、ご協力を願い申し上げます。

### わかやまさんぱい VOL. 35

平成28年1月

発行人 武田全弘  
企画・編集 井本滋之  
発行所 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会  
〒640-8150  
和歌山市十三番丁30番地  
酒直ビル3階  
TEL 073-435-5600  
FAX 073-424-5553  
URL <http://wakayama.sanpai.com>  
E-mail [wasanpai@sanpai.com](mailto:wasanpai@sanpai.com)  
印 刷 和歌山県海南市築地6-24  
有限会社かさい  
TEL 073-482-1647